

## 1. 制度創設の背景

⇒ 地域の個人や世帯が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の属性別の支援体制ではニーズへの対応に課題がある。

### ●住民が抱える主な困りごとや生きづらさの例

・ひきこもり（8050）	・孤立	・病気、けが	・障害（疑い含む）
・認知症	・近隣トラブル	・経済的困窮、就労不安定	・ダブルケア、ヤングケアラー
・ひとり親家庭	・虐待、家庭内暴力	・差別、いじめ	・不登校
・セルフネグレクト	・ごみ屋敷	・LGBTQ	・外国人
・依存症	・自殺企図	・刑余者	・ホームレス

### ●困りごとを抱えた人への支援に当たっての課題

- ①分野横断的な課題への対応の難しさ  
※専門分野外の課題や他の家族の課題については見過ごされがち  
※役割分担や調整役等のリーダーシップをとる機関の不在
- ②相談窓口につながらない人の存在  
※どこに相談したらいいかわからない人、自から相談できない人、支援を必要と思っていない人等  
※早期発見・早期把握できないと深刻化してしまうリスクがある
- ③制度の狭間の課題への対応の難しさ  
※利用・案内できる制度や仕組みがない（把握していない）又は支援方法やつなぎ先がわからない

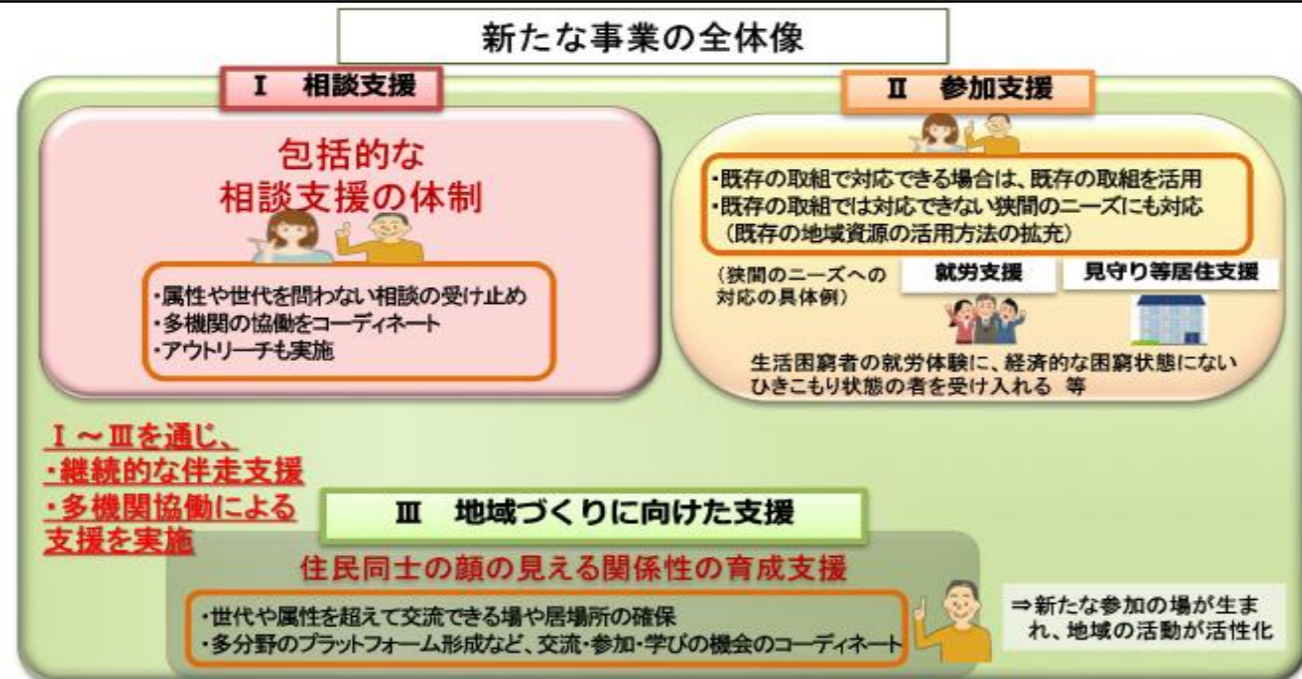
### ●上記課題を踏まえ、相談支援体制に求められる視点

- ①相談内容に関わらず「相談を世帯単位で包括的に受け止め、支援につなげていく相談支援体制」の構築
- ②具体的課題解決とは別に、「本人に寄り添いながら、つながり続ける（伴走支援）」
- ③「必要な支援が届いていない人をアウトリーチ等により積極的に把握し、支援に繋がるよう関係構築」
- ④抱えている課題の背景に孤立がある人への「社会とのつながりづくりや社会参加への支援」
- ⑤地域住民との連携や地域資源の活用を通じた「地域ぐるみの相談支援体制」の構築

## 2. 社会福祉法の改正に伴う重層的支援体制整備事業の創設（R3年4月1日施行）について

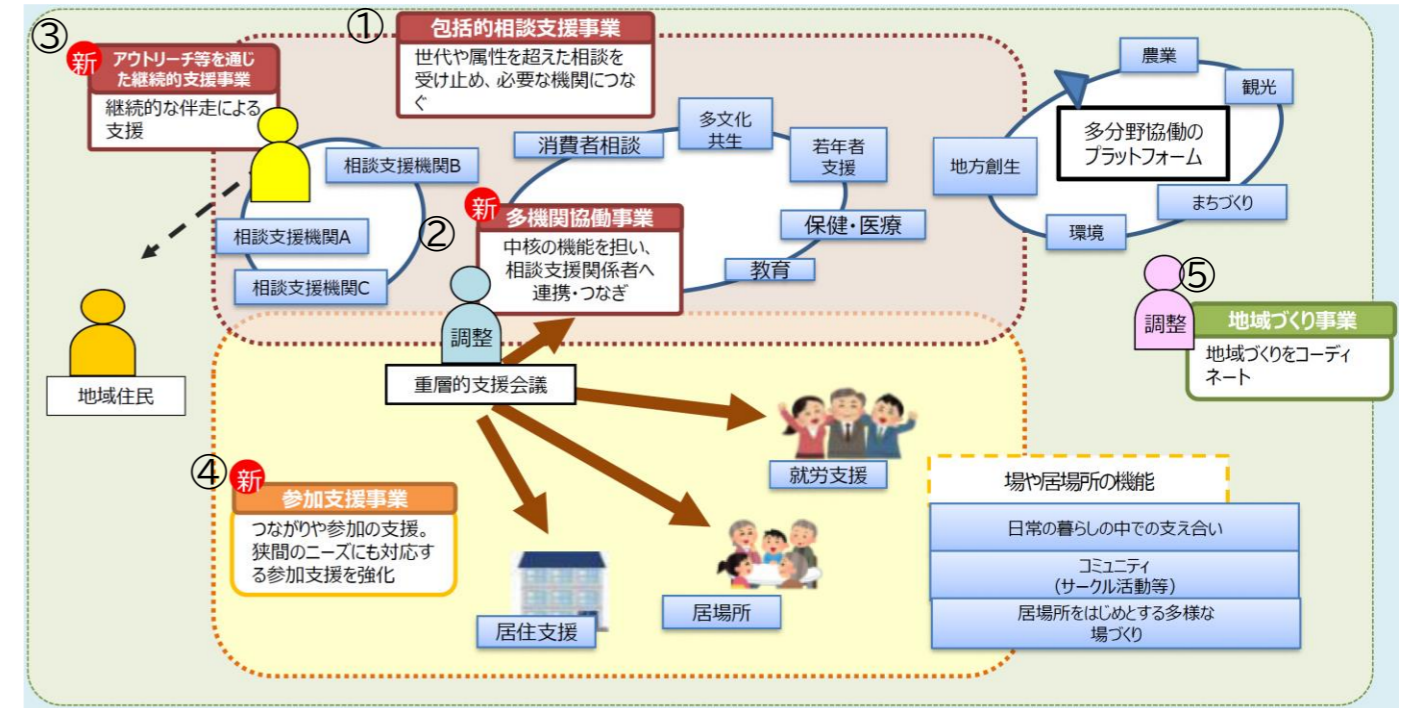
⇒ 上記課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、以下の3つの支援を一体的に実施する市町村へ交付金を支給

- I 相談支援：本人、世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援
- II 参加支援：本人、世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援
- III 地域づくりに向けた支援：地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割生み出す支援



## 3. 重層的支援体制整備事業のイメージ（5つの事業の実施）

- ①包括的相談支援事業：相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、支援機関のネットワークで対応する
- ②多機関協働事業：課題が複雑化・複合化した事例の調整役を担い、役割分担や支援の方向性を示す
- ③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業：支援が届いていない人に必要な支援を届けるため、関係機関とのネットワークにより潜在的な相談者を見つけ、本人との信頼関係の構築に向けた支援を行う
- ④参加支援事業：社会とのつながり作りを支援するため、地域資源とのマッチングや定着支援、支援メニューの開発を行う
- ⑤地域づくりに向けた支援事業：世代や属性を超えて交流できる居場所を整備するとともに、個別の活動や人のコーディネート・プラットフォームの形成を通じて、地域における活動の活性化を図る



## 4. 重層的支援体制事業で何が変わるのか

- ①「世帯全体が抱える課題を包括的に受け止め、世帯丸ごと支える」という視点から支援体制が構築される
- ②相談支援の中核機関設置により、困難事例に対してチームで連携しながら支援していく体制が構築される
- ③潜在的に課題を抱えている人の早期把握と信頼関係構築により、困りごとを抱える全ての人への支援を推進
- ④社会とのつながりが弱い人の社会参加を支援し、地域で孤立させず、常に誰かが繋がっている状態をつくる
- ⑤地域の居場所づくりや地域活動の活性化を通じて、地域ぐるみの相談支援体制の構築と地域の活性化を推進

